



# がん検診無料クーポン券のご利用はお済みですか？

須恵町では、国で定められた対象年齢の人に、子宮頸がん検診・乳がん検診の無料クーポン券を6月下旬に送付しています。

現在、日本では、2人に1人が「がん」になり、3人に1人が「がん」で亡くなっています。がん予防は禁煙など生活習慣の改善による一次予防と、早期発見や早期治療による二次予防が重要です。この機会に、ぜひがん検診を受けましょう。

詳しくは、無料クーポン券に同封の説明書・指定医療機関一覧表をご確認ください。

## 有効期間

平成30年1月31日(水)まで

## 平成29年度無料クーポン券対象者 (年齢は平成29年4月1日現在)

検診の種類	年齢	生年月日
子宮頸がん(女性)	20歳	平成8(1996)年4月2日～平成9(1997)年4月1日
乳がん(女性)	40歳	昭和51(1976)年4月2日～昭和52(1977)年4月1日

## 受診方法

県内の指定医療機関に直接予約をして受診してください。  
(クーポン券の利用は、医療機関の診療時間内をお願いします。)  
※詳しくは、須恵町ホームページをご覧ください。

## 持参するもの

- ① 無料クーポン券(切り取らずにお持ちください。)
- ② 本人確認ができるもの(免許証や保険証など)

## こんな場合はどうする？

### ●クーポン券を紛失した

→健康福祉課にて再発行の手続きを行なってください。  
再発行には、**印鑑と身分証明書**が必要です。

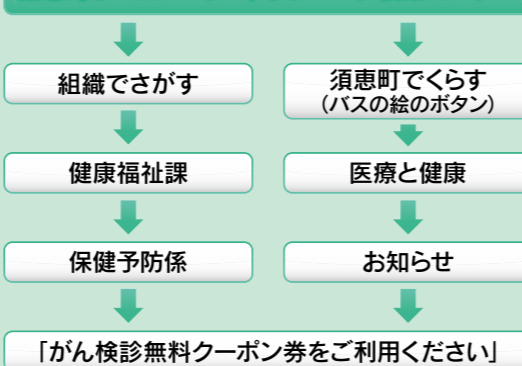
### ●平成29年4月21日以降に須恵町に転入した

→**前住所地で発行された無料クーポン券は使用できないため、須恵町の無料クーポン券を発行します。**  
健康福祉課までご連絡ください。

※対象者は、上記「平成29年度無料クーポン券対象者」のとおりです。前住所地でクーポン券を発行されていても、須恵町の対象者に該当しないことがあります。その場合、無料クーポン券を発行できませんのでご了承ください。  
再発行には、前住所地の**クーポン券・印鑑・身分証明書**が必要です。

問い合わせ先 健康福祉課 ☎ 687-1530(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線165)

須恵町ホームページ トップページ検索コーナー



## 平成30年度 償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

償却資産とは、個人または法人で工場や商店などを経営している人、駐車場やアパートなどの不動産を貸し付けている人などが、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具・器具、備品など(土地・家屋を除く)の資産のことで、固定資産税の課税対象となります。

### ▶申告が必要な人

平成30年1月1日現在、町内に償却資産を所有している人、または他の事業者などに貸し付けている人

### ▶申告期限 平成30年1月31日(水)まで

### ▶申告書の送付

平成28年度に須恵町の様式を用いて申告された人や、新たに店舗併用住宅や共同住宅などを建てられた人、および須恵町に事業所を開設された人には、12月中旬に償却資産申告書一式をお送りします。

償却資産申告書が届かない場合や、新たに送付が必要な場合は、税務課 賦課係までご連絡ください。

### ☎ 税務課 賦課係

☎ 932-1495(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線136・140)

### ●償却資産の対象となるもの(業種別の例)

業種	対象となるもの
共通	パソコン、事務机、エアコン、駐車場設備、太陽光発電 など
不動産賃貸業	外構工事(門、塀、緑化施設、フェンスなど)、自転車置場 など
小売業	商品陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、自動販売機 など
飲食業	接客用家具・備品、厨房設備、カラオケ機器、日よけ など
工場	受変電設備、加工機械・設備、看板、構内舗装 など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、ミキサー、発電機、ポンプ など
自動車整備業	プレス、オートリフト、充電器、ジャッキ、溶接機、防壁 など
医療院 歯科医院	各種医療機器(ベット、手術台、X線装置など)、待合室用いす など

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車などは除きます。

## 医療費控除についてお知らせします

平成29年分の確定申告をする人で、医療費控除を受けられる人は次のことに気をつけてください。

●平成29年分の確定申告から、「**医療費控除に関する明細書**」の添付が必要となります。

※「医療費控除に関する明細書」は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

●医療費の領収書の**添付または提示は必要ありません**。  
※明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限から**5年間**、税務署から領収書(医療費通知に係るものを除く。)の提示または提出を求める場合があります。  
領収書は、ご自宅などで必ず保管してください。

※平成31年分の確定申告までは、領収書の添付または提示による申告もできます。

申告書には、**マイナンバーの記載(※1)**と申告者ご本人の**本人確認書類(※2)**の提示または写しの添付が必要となります。申告会場に来場される場合は、必要な書類をご持参ください。

※1 扶養親族などがある場合は、扶養親族などのマイナンバーの記載が必要です。

※2 例1)マイナンバーカード  
例2)通知カード+運転免許証や公的医療保険の被保険者証など

### セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が創設されました

#### セルフメディケーション税制とは？

適切な健康管理の下で医療用医薬品から**厚生労働省が定めた成分を含む市販の医薬品**への代替を進めるもので、自発的な健康管理・予防・医療費の適正化を目的としています。

対象の医薬品には、このマークがついています



▶**対象者** 健康の維持増進および疾病の予防への取り組み(特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診)など、健康管理に取り組んでいる人

▶**控除額の計算方法** 1月1日から12月31日までの間に購入した市販の医薬品の合計額が12,000円を超えていること(上限額88,000円)

注意! 従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は、いずれか一方しか適用できませんのでご注意ください。

ご自宅で確定申告書を作成される際に、ご不明な点などがありましたら香椎税務署へお問い合わせください。

☎ 香椎税務署 ☎ 661-1031